

平成 28 年度第 1 回滋賀県障害者施策推進協議会 議事概要

(とき) 平成 28 年 8 月 24 日 (水) 14:00 ~ 16:00

(ところ) 滋賀県大津合同庁舎 7-D 会議室

【開会】

健康医療福祉部長あいさつ

【協議事項(1) 滋賀県障害者プランの実績について】

資料 1 について事務局より説明

(資料 1 : 滋賀県障害者プラン実績)

【資料 1 についての意見・質問】

<意見>

意見① (委員)

個別の指導計画、教育支援計画について、例えば、学期や学年が変わっても指導内容は何も変わっていないということがある。率をあげていただくのもいいが、内容の充実にも努めていただきたい。

(委員)

地区によっては、放課後デイの事業所、学校、保護者が集まり、個別の教育支援計画について意見交換しているところもある。福祉と医療が連携するような教育支援計画が重要。

<質問>

質問① (委員)

個別指導計画は人数に対する割合か？それとも学校に対する割合か？

(事務局)

個別の指導計画および教育支援計画ともに、児童生徒の割合となっている。

質問② (委員)

個別の教育支援計画における高等学校の実績は、32%となっているが如何であるか。

(事務局)

指導計画については、教育分野のものであり順調に進んでいると考えている。

一方で、教育支援計画は、医療、福祉、労働等の関係機関の連携、また保護者との連携も必要である。今後の課題として尽力していきたい。

質問③（委員）

他県の福祉施設に入所する方の実績が、平成 27 年度は 140 人ということであるが、もう少し前の実績を含め最近の動向等について意見を伺いたい。

（事務局）

プラン 34 頁にありますとおり、平成 23 年度 120 人、24 年度 135 人、25 年度 140 人、26 年度 141 人と増加傾向にある。

また、県内施設に戻りたいという声を聞いている。グループホームの整備等、県内に戻る取組を進めていきたい。

（委員）

県内における住まいの整備について、具体的な進め方について協議するような機会を早急につくっていただきたい。

【協議事項（２）県立障害児入所施設の機能整理について】

資料 2-1、2-2 について事務局より説明

（資料 2-1：施設概要等資料 資料 2-2：県立障害児入所施設の機能整理について）

【資料 2-1、2-2 についての意見・質問】

< 意見 >

意見①（委員）

発達障害について、地域の自立支援協議会や様々なところで課題になっているのが、知的障害を伴わない発達障害の支援である。年齢的にも高校や大学を出た後でドロップアウトした対象者が再訓練して再チャレンジするという、そういう対象者が潜在的に多く存在すると思われるが、こういった方をどこでどう受け止めていくのか、またその中で信楽学園としてどう役割を果たしていくのか、検討の余地がある。

意見②（委員）

児童の入所機能として、地域が何を求めているか。現状、児童のショートステイ、近江学園のショートステイが使えないことがある。ニーズが多くて、具体的に利用が困難と聞いている。

そうした中で、入所施設として何をしていく必要があるかと考えた時に、成人期の発達障害への支援というものもあるが、基本的には被虐待と行動障害への支援が役割と考える。近江学園と信楽学園の 2 施設がある中で、どう機能を分けていくのか、具体的に児童のショートステイが使えないという課題がある中で、課題に対して具体的にどう応えていくのか考えていく必要がある。

意見③（委員）

近江学園、信楽学園、またプランを振り返ってであるが、一般就労を考えた時に、福祉の関係のところは、民間企業にどのようなことを求めておられるのかがわかれば協力しやすい。

(事務局)

就労移行支援事業所の利用率が高くない現状にあり、検討会を行ったところ。企業の実態を理解するというので、就労移行の研修等でも実際の現場に入っていくことをやっている。

障害側では、企業がどんなことを思っておられるのかということを知ろうと取り組んでいる。一方企業側では、発達障害の職場での理解など障害の理解を深めていくように取り組んでいただいている。検討会においても、障害の状態を上手く企業に伝えていくことができれば、受入れがしやすくなるのではないかという話しもあり、お互いに考えていく必要がある。

<質問>

質問① (委員)

信楽学園について、発達障害児者への入所支援と記載されているが、対象に中軽度の知的障害者があがっている。発達障害は知的障害を含む方もいるが、知的障害を伴わない方もいる。知的障害を伴わない発達障害の方も対象となるのか。

(事務局)

現在も重複で発達障害のある方も入所している。発達障害にも色々な方がいるが、あくまで入所支援の必要な方が対象であり、また就労支援に特化する形を考えているので、その支援にあう方が対象となる。

質問② (委員)

要望すれば、入所の対象者になれるのか。自ら、または保護者が入所したい、就労に向けた一つのステージとして利用したいと考えれば、入所できるのか。発達障害者が就職を考えた時に迷うところだと思う。

(事務局)

現在は障害児施設なので、子ども家庭相談センターに決定権限があるが、入所希望があれば、子ども家庭相談センターとの調整で対応は可能。進路選択については、保護者の意向が強く、学校志向の傾向があり、現状は高等養護や養護学校高等部を選択される方が多く、学園の利用率は低い状況になっている。

質問③ (委員)

被虐待児の方が増えているとは思いますが、実際にはどのぐらいの割合になっているのか。

(事務局)

近江学園では、72名の入所者のうち、42名が被虐待児童である。

(委員)

被虐待児への精神的なケアなど専門的なケアのレベルをどうあげていくのか。重度の行動障害児への

支援をどうしていくのかという議論も必要。医療的ケアの必要な方はここには含まれないのか。

(事務局)

びわこ学園での対応になり、ここには含まれない。

【協議事項（3）障害者差別の解消に関する条例について】

資料 3-1 ～ 3-5 について事務局より説明

資料 3-1：条例制定に関する最近の動向 資料 3-2：条例に盛り込むべき内容

資料 3-3：障害者差別の解消に関する条例の必要性検討における論点整理

資料 3-4：平成 28 年度共生社会推進検討会議発言要旨

資料 3-5：平成 27 年度共生社会推進検討会議のまとめ

【資料 3-1 ～ 3-5 についての意見・質問】

< 意見 >

意見①（委員）

条例の必要性については、誰しも皆同じ方向性ではないかと考える。問題は、どういった場で検討していくかなど、条例検討の具体的な進め方が課題である。

意見②（委員）

福祉や教育以外の分野でも合理的配慮の提供が進むことが課題である。

意見③（委員）

合理的配慮を条例の中にどう位置付けて、どのように周知を進めるかが課題である。

意見④（委員）

多くの人の心の奥底に「障害のある人は別」という意識があり、そうではないということを県民の皆さんにわかっていただくためにも、滋賀に根付く福祉の思想を広めることが重要。

意見⑤（委員）

障害者や高齢者に対する意識を、どうやって浸透させて浸透させていくのが課題である。とりわけ、学校教育の中でどのように浸透させていくのかなど、組織的な取組が期待される。

意見⑥（委員）

障害者差別解消法が施行しても実態は何も変わっていない。条例に関しても同様で、県民にしっかりと周知しないと意味がない。

意見⑦（委員）

条例づくりの際には、当事者の方の参画が重要。

意見⑧（委員）

資料 3-2 について、基本理念の「(9) 滋賀に根付く福祉の思想」は、(9) ではなく、(1) に持つべき。

また、障害者と健常者という区別をしないという意識を徹底する仕組みの検討が必要。

< 質 問 >

質問①（委員）

条例はいつ頃施行予定か。

（事務局）

現在、条例に対する幅広い御意見を集約している段階である。

質問②（委員）

手話言語に関する条例については、どのようにお考えか。差別の解消に関する条例の中に盛り込む予定か。

（事務局）

差別の解消に関する条例の中に盛り込むかどうかを含め、今現在議論を行っている段階である。

【報告事項（1）障害者差別解消支援地域協議会について】

資料 4 について事務局より説明

（資料 4：障害者差別解消支援地域協議会設置要綱（案））

【資料 4 についての意見・質問】

< 意 見 >

意見①（委員）

紛争解決の仕組みとして地域協議会に期待している。

【全体を通して】

< 意 見 >

意見①（委員）

ヘルプマークは、精神障害者など見た目では判断がつかない人にとって効果的なものなので、滋賀県での導入について検討していただきたい。